

(証券コード1518)
平成27年6月2日

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目1番12号
三井松島産業株式会社
代表取締役社長 天野 常雄

第159回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第159回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時

2. 場 所 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

大手門パインビル 2階 会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第159期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第159期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して記載すべき書類のうち、株式会社の支配に関する基本方針の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>）に掲載しておりますので、本招集通知および添付書類には記載しておりません。
3. 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度において、米国経済は雇用の回復を背景とした個人消費の拡大により堅調に推移いたしました。欧州経済は地政学リスクの高まりから停滞感が見られ、また中国経済は持続的な経済成長に向けた経済構造改革の途上にあり、経済成長は継続したものの成長率が鈍化傾向にあります。

一方、わが国経済においては、平成26年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動があったものの原油価格の下落の影響や政府の各種政策効果もあって円安株高基調が継続し、総じて緩やかな回復基調となりました。

このような経済情勢の中、当社グループにおきましては、燃料事業における世界の石炭需給の緩和による石炭価格の下落および販売数量の減少などにより、売上高は679億56百万円（前期比93億44百万円減収）となり、2億71百万円の営業損失（前期は18億91百万円の営業利益）となりました。

また経常利益につきましては、営業外費用に支払利息1億81百万円を計上したものの、営業外収益に為替差益5億3百万円、受取利息2億21百万円および持分法による投資利益2億1百万円などの計上により6億円（前期比19億23百万円減益）となりました。

税金等調整前当期純利益につきましては、特別利益に投資有価証券売却益4億73百万円、補助金収入3億55百万円を計上したものの、特別損失に固定資産圧縮損2億48百万円、関係会社整理損失引当金繰入額1億99百万円および減損損失1億98百万円などの計上により3億48百万円（前期比18億5百万円減益）となりました。

当期純利益につきましては、平成28年3月期からの連結納税制度導入に伴う税効果会計の適用などによる法人税等調整額（利益）10億7百万円の計上により5億84百万円（前期比9億47百万円減益）となりました。

当連結会計年度における事業別の概況は次のとおりであります。

ただし、次の事業別の概況における売上高は、連結消去前の金額であります。

当連結会計年度より、事業構造の変化と各事業の成長にあわせて、事業セグメントの区分方法を変更しております。また、従来の営業損益の記載に代えて、営業損益に持分法による投資損益を加減した金額をセグメント損益とする方法に変更しております。

なお、事業の成果における前期比較については、前期の数値を変更後の区分方法および算定方法により組み替えて比較しております。

【燃料（石炭販売）事業】

当連結会計年度における売上高は、石炭価格の下落および販売数量の減少により495億24百万円（前期比106億25百万円減収）となりましたが、販売費の減少によりセグメント利益は4億25百万円（前期比38百万円増益）となりました。

【燃料（石炭生産）事業】

当連結会計年度における売上高は、石炭価格の下落および販売数量の減少により126億2百万円（前期比32億27百万円減収）となり、セグメント利益は52百万円（前期比23億32百万円減益）となりました。

【再生可能エネルギー事業】

当連結会計年度における売上高は、メガソーラーつやざきNo.1発電所に加え、平成25年8月より同No.2発電所、平成26年10月より同No.3発電所が新たに稼働したことに伴い2億43百万円（前期比80百万円増収）となり、セグメント利益は97百万円（前期比26百万円増益）となりました。

【飲食用資材事業】

本事業は、日本ストロー株式会社を前連結会計年度末において連結子会社としたことに伴い新たに加わった事業であり、同社は主力事業である飲料用の伸縮ストローの製造・販売および食品容器・包装資材等の輸入販売事業を行っております。

当連結会計年度における売上高は45億69百万円となり、のれん償却費1億14百万円を計上したもののセグメント利益は3億85百万円となりました。

なお、前連結会計年度末において連結の範囲に含めているため、前連結会計年度との比較情報の記載は行っておりません。

【施設運営受託事業】

当連結会計年度における売上高は、7、8月の天候不順などにより56億22百万円（前期比3億23百万円減収）となり、のれん償却費1億33百万円の計上により10百万円のセグメント損失（前期は31百万円のセグメント損失）となりました。

【不動産事業】

当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度に賃貸マンション等6物件を売却したことなどにより4億2百万円（前期比1億88百万円減収）となり、セグメント利益は91百万円（前期比1億16百万円減益）となりました。

【港湾事業】

当連結会計年度における売上高は、5億44百万円（前期比27百万円増収）となり、セグメント利益は78百万円（前期比20百万円増益）となりました。

【その他事業】（介護事業、海外派遣研修事業等）

当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度におけるスーパーマーケット事業の事業譲渡および当社の建機材事業の会社分割による譲渡などにより20億46百万円（前期比18億27百万円減収）となり、44百万円のセグメント損失（前期は16百万円のセグメント損失）となりました。

なお、介護事業におきましてはサービス付高齢者向け住宅（2棟）を竣工しており、平成26年12月および平成27年1月よりそれぞれ事業を開始しております。

また、連結子会社池島アーバンマイン株式会社は、平成24年7月に合金鉄事業の休止および人員合理化を実施し、A S R（廃自動車シュレッダーダスト）再資源化リサイクル事業による事業再構築を進めてまいりましたが、事業の継続が困難な状況となったことから、平成26年12月に同事業より撤退しております。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 対処すべき課題

今後の経済の見通しといたしましては、堅調な米国経済およびアジア新興国の成長に牽引されて緩やかな拡大基調を維持することが見込まれますが、急落した原油価格の動向、米国の金融緩和縮小による影響や欧州の景気停滞の長期化が懸念されるなど、先行きの不透明感が払拭できないものと思われま

す。当社グループの中核事業である燃料事業を取り巻く石炭市況につきましては、中国を中心とする近年の新興国の需要急増を受けた新規炭鉱開発・インフラ拡張に伴い、供給量が大幅に増大する一方、世界最大の消費国である中国の経済成長の鈍化や、米国におけるシェールガスの台頭などにより需給が緩和し、価格は低位に推移しております。しかしながら、今後もインドをはじめとしたアジア新興国の経済成長を背景とした堅調な需要拡大が見込まれ、日本国内においても石炭火力発電所の新增設が相次いで計画されるなど、長期的な需要の拡大が予想されております。さらに、経営状況の厳しい炭鉱の閉山や一時的な生産中止、開発計画の見直しなど、供給側の生産調整の動きも加速していることなどから、需給バランスの改善により石炭価格は上昇に転じていくものと考えております。

このような環境の中、当社グループといたしましては、中核事業である燃料事業において、今後も引き続き新規石炭鉱山の権益確保および既存プロジェクトの安定生産による収益力強化に努めるとともに、多様化する需要家ニーズを満たす様々なサービスの提供に注力してまいります。

また、現在の強固な財務基盤を背景に、今後も引き続き収益の安定化・多様化を図るべく、M&A等も含めた積極的な新規事業の育成・強化により、安定的な事業ポートフォリオを構築し持続的な成長・発展を進めてまいります。

なお、当企業集団における各事業の課題は、次のとおりであります。

【燃料（石炭販売）事業】

当社グループの強みである優良需要家とのネットワークを効率的に活用した営業活動を展開するとともに、顧客のニーズに対応した仕入ソースの拡大に注力いたします。あわせて、現行の石炭輸入販売等の商社ビジネスに加え、電力自由化等に対応して、より石炭利用に近い分野での新規事業の開発に取り組んでまいります。

【燃料（石炭生産）事業】

新興国を中心に今後も石炭需要の増加が見込めることから、良質な石炭の安定供給へ向けて、引き続きリデル炭鉱の安定操業に努めてまいります。また、インドネシアGDM炭鉱の開発を着実に実行し、安定収益源とするとともに、豪州Square Exploration社と共同で行っている探査事業などを通じて、新たな有望石炭資源の発掘および権益確保に取り組んでまいります。

【再生可能エネルギー事業】

太陽光などの再生可能エネルギーは、コスト面や供給安定性における課題はありますが、持続的に利用可能で環境負荷低減にも貢献することから、わが国においては今後もその導入拡大が進められております。このような状況の中、現在稼働中の「メガソーラーつやざき発電所（6MW）」の安定操業に努めるとともに、再生可能エネルギーによる発電事業に取り組んでまいります。

【飲食用資材事業】

日本ストロー株式会社は、国内伸縮ストロー市場において圧倒的なシェアを有し、大手乳業・飲料メーカー等の優良顧客との安定的な取引基盤を有しております。主力の伸縮ストローの製造・販売については、国内市場を中心にさらなる顧客基盤の強化・拡大を目指し、製品の付加価値向上と品質安定化に努めてまいります。

【施設運営受託事業】

当社グループの地盤である九州地区ほか日本各地での民間企業・地方自治体などが所有する保養所・研修所その他施設を対象とした運営受託事業の拡充に取り組んでまいります。また、既存の運営受託施設については、利用者の拡大を進めるとともに、施設運営の効率化により収益向上を図ってまいります。

【不動産事業】

将来の収益確保の観点から現有賃貸資産の高齢者向け事業等への転用を検討してまいります。

【港湾事業】

引き続き揚炭・荷役業務の安全操業に努めるとともに、本事業における業務受託の拡大を図ってまいります。

【その他事業】（介護事業、海外派遣研修事業等）

平成26年度にスタートした介護事業は、福岡市において2棟のサービス付高齢者向け住宅の運営を開始しております。今後は本事業の更なる拡充を進めるとともに、その他の既存事業の業績向上に引き続き努めてまいります。

当社グループは、「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある社会づくりに向けての事業展開を行い、常に社会から必要とされる企業を目指して邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、借入金および自己資金によって賄い、増資または社債発行等による特別の資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は22億93百万円であり、主なものはその他事業（介護事業）におけるサービス付高齢者向住宅2棟など9億28百万円、燃料（石炭生産）事業におけるMITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.の重機増強など5億26百万円および再生エネルギー事業における合同会社津屋崎太陽光発電所No.3の太陽光発電設備などの5億44百万円であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

会社名	株式の種類等	取得株式数 または持分割合
合同会社津屋崎太陽光発電所No.3	持分	90%

(9) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区分	第156期 (平成23年度)	第157期 (平成24年度)	第158期 (平成25年度)	第159期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	98,063	84,009	77,300	67,956
経常利益 (百万円)	6,577	4,108	2,524	600
当期純利益 (百万円)	4,880	1,699	1,532	584
1株当たり当期純利益 (円)	35.20	12.26	11.05	4.22
総資産 (百万円)	46,178	56,280	59,812	58,091
純資産 (百万円)	26,853	31,129	32,807	34,432
1株当たり純資産 (円)	193.68	224.52	236.60	248.30

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 第156期においては、特別利益に投資有価証券売却益21億16百万円、特別損失に減損損失8億8百万円などを計上したことから、48億80百万円の当期純利益となりました。
 4. 第157期においては、特別損失に投資有価証券評価損4億23百万円および減損損失3億44百万円など合計12億5百万円を計上したことから、16億99百万円の当期純利益となりました。
 5. 第158期においては、特別利益に固定資産売却益4億64百万円、特別損失に固定資産売却損1億99百万円、投資有価証券評価損1億27百万円および減損損失4億1百万円などを計上したことから、15億32百万円の当期純利益となりました。
 6. 当連結会計年度につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

② 事業報告作成会社の財産および損益の状況の推移

区 分	第156期 (平成23年度)	第157期 (平成24年度)	第158期 (平成25年度)	第159期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	85,535	69,155	62,564	50,213
経 常 利 益 (百万円)	4,134	1,100	1,161	1,063
当 期 純 利 益 (百万円)	2,884	73	1,191	1,385
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	20.80	0.53	8.59	9.99
総 資 産 (百万円)	33,457	34,837	34,848	33,266
純 資 産 (百万円)	19,645	19,658	20,141	20,832
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	141.69	141.78	145.27	150.25

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 第156期においては、関係会社貸倒引当金繰入額7億5百万円などを特別損失として計上したことから、当期純利益は28億84百万円となりました。
 4. 第157期においては、減損損失3億22百万円、関係会社事業損失2億65百万円などを特別損失に計上したことから、当期純利益は73百万円となりました。
 5. 第158期においては、特別利益に固定資産売却益4億63百万円、特別損失に減損損失2億16百万円ならびに固定資産売却損1億96百万円などを計上したことから、当期純利益は11億91百万円となりました。
 6. 当事業年度においては、特別利益に投資有価証券売却益4億44百万円、特別損失に関係会社整理損失引当金繰入額2億44百万円、減損損失1億98百万円などを計上し、平成28年3月期からの連結納税制度導入に伴う税効果会計の適用などによる法人税等調整額(利益)5億80百万円を計上したことから、当期純利益は13億85百万円となりました。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況（平成27年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.	131百万A\$	100.0	石炭関連海外子会社の統括・管理および海外炭鉱への投融資
MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.	116百万A\$	100.0 (100.0)	豪州NSW州リデル炭鉱の共同開発事業
MMIコールテック株式会社	50百万円	100.0 (100.0)	各種資源の調査および石炭鉱山の操業管理
MMI Indonesia Investments PTY LTD.	34万US\$	100.0 (100.0)	PT Gerbang Daya Mandiriの持株会社
MM エナジー株式会社	50百万円	100.0	太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業
合同会社津屋崎太陽光発電所No.1	10百万円	90.0 (90.0)	メガソーラーつやざきNo.1 発電所の事業運営
合同会社津屋崎太陽光発電所No.2	10百万円	90.0 (90.0)	メガソーラーつやざきNo.2 発電所の事業運営
合同会社津屋崎太陽光発電所No.3	10百万円	90.0 (90.0)	メガソーラーつやざきNo.3 発電所の事業運営
永田エンジニアリング株式会社	20百万円	100.0	選別機等産業機械設備の設計・製作
日本ストロー株式会社	310百万円	100.0	ストローおよび包装資材の製造販売
株式会社エムアンドエムサービス	30百万円	100.0	宿泊施設・保養所・研修所等の運営受託事業

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
MMライフサポート株式会社	80百万円	100.0	高齢者向け住宅の運営および介護サービス事業
松島港湾運輸株式会社	20百万円	100.0	揚炭、荷役業務の請負
株式会社松島電機製作所	250百万円	100.0	電気・機械器具類の製造販売
株式会社大島商事	10百万円	100.0	プロパンガス供給事業
三井松島リソース株式会社	100百万円	100.0	炭鉱技術の研修事業
池島アーバンマイン株式会社	80百万円	80.0	リサイクル事業

- (注) 1. 出資比率の () は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内訳で表示しております。
2. MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.、MMI コールテック株式会社およびMMI Indonesia Investments PTY LTD. は、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. の完全子会社であります。
3. 平成26年4月1日にMMエナジー株式会社の出資により合同会社津屋崎太陽光発電所No.3 を設立いたしました。

③ 関連会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
(持分法適用関連会社) LIDDELL COAL SALES PTE.LIMITED	2百万US\$	32.5	豪州NSW州リデル炭鉱で採掘される石炭の販売
(持分法適用関連会社) PT Gerbang Daya Mandiri	10,000百万ルピア	30.0 (30.0)	インドネシアにおける石炭の生産・販売

- (注) 出資比率の () は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内訳で表示しております。

(11) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

事業部門	事業内容
燃料（石炭販売）事業	石炭の販売
燃料（石炭生産）事業	石炭の生産、資源開発のコンサルタント業
再生可能エネルギー事業	太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業
飲食用資材事業	ストローおよび包装資材の製造販売
施設運営受託事業	宿泊施設の運営、保養所・研修所等の運営受託事業
不動産事業	賃貸ビル、マンションなどの賃貸業
港湾事業	揚炭、荷役業務の請負、倉庫業
その他事業	介護事業 産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業（炭鉱技術移転事業） プロパンガス供給事業

(12) 主要な事業所 (平成27年3月31日現在)

当 社	本 店	福岡市中央区大手門一丁目1番12号
	営業拠点	東京支社（東京都中央区）
子 会 社	海 外	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD.（オーストラリア） MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD.（オーストラリア）
	国 内	日本ストロー株式会社：本社（東京都品川区） 富士工場（静岡県富士市） 熊本工場（熊本県熊本市） 株式会社エムアンドエムサービス：本社（大阪府大阪市） 東京事務所（東京都中央区）

(13) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
727名	43名減

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員 (期中平均雇用人員384名) は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55名	2名減	41.8才	10.5年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員 (期中平均雇用人員4名) は含んでおりません。

(14) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3,306
株式会社三井住友銀行	2,192
株式会社親和銀行	1,141
株式会社日本政策投資銀行	900
株式会社みずほ銀行	867
三井住友信託銀行株式会社	594
三菱UFJ信託銀行株式会社	455
株式会社三菱東京UFJ銀行	421

(注) 借入額は、短期および長期借入金を掲げております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
 ② 発行済株式の総数 138,677,572株（うち自己株式28,436株）

(2) 株主数 13,103名（前期末比430名減）

(3) 大株主

大株主の状況（上位10名）は次のとおりです。

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
那 須 功	5,747	4.14
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,318	2.39
株 式 会 社 親 和 銀 行	3,268	2.36
中 島 尚 彦	3,050	2.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,475	1.78
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル スモールキャップ バリュウ ポートフォリオ	2,117	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,673	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,657	1.20
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	1,600	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	1,540	1.11

（注） 持株比率は自己株式（28,436株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
申間 新一郎	代表取締役会長	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director
天野 常雄	代表取締役社長	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO
小柳 慎司	取締役 専務執行役員 総務部担当 人事部担当 内部監査室担当 非エネルギー事業本部担当	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 日本ストロー株式会社 取締役 株式会社エムアンドエムサービス 取締役
野元 敏博	取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部担当 システム企画室担当	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 日本ストロー株式会社 取締役 株式会社エムアンドエムサービス 取締役
篠原 俊	取締役	公認会計士篠原俊事務所 所長 篠原・植田税理士法人 代表社員 株式会社ベスト電器 監査役 (社外) 福岡リート投資法人 監督役員
高田 義雄	常勤監査役	株式会社エムアンドエムサービス 監査役
荒木 隆繁	常勤監査役	日本ストロー株式会社 監査役
野田部 哲也	監査役	河野・野田部法律事務所代表 福岡県弁護士会 常議員 日本司法支援センター福岡地方事務所副所長

- (注) 1. 取締役 篠原俊氏は、社外取締役であります。
 なお、同氏は東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 荒木隆繁、野田部哲也の両氏は、社外監査役であります。
 なお、両氏は東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 平成26年6月27日開催の第158回定時株主総会において、野元敏博氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 監査役 高田義雄氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 荒木隆繁氏は、平成26年6月17日付で当社連結子会社である日本ストロー株式会社の監査役に就任いたしました。
6. 取締役 天野常雄氏は、平成26年7月1日付で当社連結子会社であるMITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.のCEOに就任いたしました。
7. 取締役 野元敏博氏は、平成26年7月1日付で当社連結子会社であるMITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.のDirectorに就任いたしました。
8. 柴崎則之氏は、平成26年6月27日に任期満了に伴い取締役を退任いたしました。
9. 監査役 野田部哲也氏は、平成27年3月31日付で福岡県弁護士会 常議員を退任いたしました。
10. 平成26年6月27日付で、以下のとおり取締役の地位および担当に異動がありました。

氏名	地位および担当	
	変更後	変更前
串間 新一郎	代表取締役会長	代表取締役社長 社長執行役員
天野 常雄	代表取締役社長	取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 不動産事業部担当 海外業務部担当
小柳 慎司	取締役 専務執行役員 総務部担当 人事部担当 国内関連業務部担当 内部監査室担当 不動産事業部担当	取締役 常務執行役員 経営企画部担当 総務部担当 人事部担当 国内関連業務部担当 内部監査室担当

11. 平成26年7月1日付で、以下のとおり取締役の地位および担当に異動がありました。

氏 名	地位および担当	
	変 更 後	変 更 前
小 柳 慎 司	取締役 専務執行役員 総務部担当 人事部担当 内部監査室担当 非エネルギー事業本部担当	取締役 専務執行役員 総務部担当 人事部担当 国内関連業務部担当 内部監査室担当 不動産事業部担当
野 元 敏 博	取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部担当 システム企画室担当	取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	183百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	43百万円 (25百万円)
計	9名	226百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額17百万円であります。
(昭和62年6月26日開催の第131回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4百万円であります。
(平成6年6月29日開催の第138回定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
- ・ 篠原俊氏は、公認会計士篠原俊事務所および篠原・植田税理士法人を経営する公認会計士、税理士であり、また、株式会社ベスト電器の社外監査役および福岡リート投資法人の監督役員を兼務しておりますが、それら全ての法人等と当社の間には資本関係および取引関係はありません。
 - ・ 荒木隆繁氏は、日本ストロー株式会社の監査役を兼務しております。日本ストロー株式会社は当社の出資比率が100%の子会社であります。
 - ・ 野田部哲也氏は、河野・野田部法律事務所を経営する弁護士であり、日本司法支援センター福岡地方事務所の副所長を兼務し、また、平成27年3月31日まで福岡県弁護士会の常議員を兼務しておりましたが、それら全ての法人等と当社の間には資本関係および取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	篠 原 俊	当期開催の取締役会15回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
社 外 監 査 役	荒 木 隆 繁	当期開催の取締役会15回のうち14回、また、監査役会15回のうち14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社の経営上有用な発言を行っております。
社 外 監 査 役	野 田 部 哲 也	当期開催の取締役会15回全て、また、監査役会15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言を行っております。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役とも8百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

54百万円

- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

54百万円

- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

54百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（I F R S）助言・指導業務」を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や適格性を害する事由の発生により、適正な監査業務を遂行できないと認められる場合は、会社法第344条第1項に基づく監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案を決定いたします。

(5) 事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則の定めに基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、全使用人を含めた者を対象とする行動規範として「行動憲章」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、遵守を図る。取締役会については、取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保され、原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ顧問弁護士等に意見を求め、法令定款違反行為を未然に防止する。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）全体のリスク管理の基本的枠組みを定めた「リスク管理規程」に従って、「リスク管理委員会」を中心にリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る。
- ii 業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクは、事前に各部署において検討の上、経営会議ならびに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
- iii 仕入・販売取引、為替・金利変動、与信リスク等の各部門における事業活動上のリスクについては、職務権限責任規程に基づき審査、決裁もしくは承認されることによって、損失の危険を回避・予防する。
- iv 内部監査室はリスク管理体制について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 経営機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化および効率化を目的に執行役員制度を導入する。
 - ii 当社には意思決定機関として取締役会のほか、代表取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を設置して権限の一部を委譲し、最重要案件のみを取締役会決議事項とすることで、取締役の職務の効率化を確保する。その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を確立するものとする。
 - iii 日常の職務遂行に際しては、職務権限責任規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 使用人の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社グループの全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルに基づき、当社グループの全使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を確立する。
 - ii 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容ならびに対処案をコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査役に報告される体制を確立する。
 - iii コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、必要に応じ、各部門に責任者、推進者を配置し、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督することとする。
 - iv 内部監査室は、法令・定款・社内規程の遵守状況について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- ⑥ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - i 子会社の適切な管理方針を定めたグループ会社管理規程を制定し、当社のエネルギー業務部および非エネルギー業務部が、所管する子会社の当社に対する報告事項や承認事項を管理する。
 - ii 子会社の業務執行にかかる意思決定手続は、当社および子会社の職務権限責任規程に従って実行される。当社が子会社の意思決定に一定の関与を行うことで、子会社の業務運営の適正性を確保する。
 - iii 当社の内部監査室は子会社との間で内部監査契約を締結しグループ全体の内部監査を行う。監査結果は当社の関連部署および取締役会に報告され、必要に応じて是正・改善が行われる。
 - iv 当社および子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役からの要請により、必要な期間、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことがある。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査役会の同意を必要とする。
 - ii 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査役の指揮命令下にあるものとする。
- ⑨ 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 当社グループの取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ii 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・当社グループの内部統制システム確立に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社等の監査役および内部監査室またはこれに相当する部署の活動状況
 - ・当社グループの重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・当社グループの業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・当社グループの内部通報制度の運用および通報の内容
 - ・当社グループの社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回覧の義務付け
 - iii 当社グループの役職員が監査役に当該報告及び情報提供を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととする。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または職務の処理に係る方針に関する事項
- i 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
 - ii 当社は、監査役がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑪ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（監査役会が臨時に必要と判断する場合は、別途）設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保および、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付者による大規模買付提案を受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様判断に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報を確保するとともに、株式の大規模買付提案者との交渉などを行うこと等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの概要

石炭需要は今後も新興国を中心に拡大する見通しであり、当社グループは石炭販売と石炭生産の燃料事業を中核事業と位置づけて、引き続き新たな石炭権益の獲得を強力に進めております。

一方で燃料事業の業績は、石炭価格や外国為替等の外部要因の変動に大きく左右され、また昨今は、再生可能エネルギーやシェールガス等エネルギー資源を取り巻く構造変化も進んできております。

当社グループは、こうした将来のエネルギー資源ビジネスの変化に対応し、収益基盤の安定化・多様化を図るため、成長戦略として燃料事業における継続的な取り組みおよび新たなビジネスモデル構築と併せ、燃料事業以外の分野において新たな事業の柱を築くことで安定的な事業ポートフォリオを構築することが喫緊の課題と考え、新規事業の拡充を進めております。

こうした「石炭権益確保による中核事業の収益力強化」と「新規事業の育成による収益の安定化・多様化」という当社グループの成長戦略と、その実現に向けての各取り組みは、当社グループの株主価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に大きく貢献するものと確信しています。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年12月20日開催の取締役会において、「大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本施策」といいます。）の導入について、本施策の重要性に鑑み、有効期間を第152回定時株主総会終結のときまでとした上で決議いたしました。

その後、平成20年6月27日開催の第152回定時株主総会、平成23年6月24日開催の第155回定時株主総会、平成26年6月27日開催の第158回定時株主総会において、いずれも有効期間を3年間とする議案として上程させていただき、株主の皆様のご承認をいただきました。

本施策は、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者またはグループ（以下「大規模買付け者」といいます。）に対し、当社が定める大規模買付けルールの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守しない場合や当社の企業価値、株主価値が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるとするものです。

なお、本施策の概要は以上の通りですが、詳細につきましては当社ホームページ上に掲載しておりますので、下記URLより「株式会社の支配に関する基本方針」をご参照ください。

(<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>)

④ 上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された当社の企業価値、株主価値の向上を確保することを目的とした取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本施策を廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

7. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,079	流 動 負 債	8,780
現金及び預金	13,788	買掛金	2,352
受取手形及び売掛金	4,950	短期借入金	2,877
商品及び製品	867	未払法人税等	445
仕掛品	311	賞与引当金	130
原材料及び貯蔵品	342	ポイント引当金	61
繰延税金資産	149	その他の	2,912
その他の	1,669	固 定 負 債	14,879
貸倒引当金	△0	社債	92
固 定 資 産	36,012	長期借入金	8,286
有形固定資産	25,504	リース債務	1,481
建物及び構築物	3,451	再評価に係る繰延税金負債	396
機械装置及び運搬具	9,020	繰延税金負債	1,129
土地	11,228	退職給付に係る負債	454
リース資産	1,549	関係会社整理損失引当金	199
その他の	255	資産除去債務	2,365
無形固定資産	6,171	その他の	473
のれん	3,564	負 債 合 計	23,659
その他の	2,607	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	4,335	株 主 資 本	29,731
投資有価証券	2,747	資本金	8,571
繰延税金資産	101	資本剰余金	6,219
長期預金	1,274	利益剰余金	14,944
その他の	217	自己株式	△5
貸倒引当金	△4	その他の包括利益累計額	4,695
		その他有価証券評価差額金	551
		土地再評価差額金	624
		為替換算調整勘定	3,519
		少数株主持分	5
資 産 合 計	58,091	純 資 産 合 計	34,432
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	58,091

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		67,956
売上原価		64,304
売上総利益		3,651
販売費及び一般管理費		3,922
営業損失		271
営業外収益		
受取利息	221	
受取配当金	29	
持分法による投資利益	201	
為替差益	503	
その他	152	1,108
営業外費用		
支払利息	181	
コミットメント	10	
その他	43	235
経常利益		600
特別利益		
固定資産売却益	50	
投資有価証券売却益	473	
補助金収入	355	879
特別損失		
固定資産売却損失	139	
減損損失	198	
投資有価証券評価損	164	
固定資産圧縮損失	248	
補償損失	131	
関係会社整理損失	199	
その他	49	1,131
税金等調整前当期純利益		348
法人税、住民税及び事業税	770	
法人税等調整額	△1,007	△237
少数株主損益調整前当期純利益		585
少数株主利益		1
当期純利益		584

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,239	流動負債	3,547
現金及び預金	2,135	買掛金	730
売掛金	1,654	短期借入金	120
前払費用	30	1年内返済予定長期借入金	1,519
繰延税金資産	27	未払金	74
繰上引当金	390	未払費用	41
	△0	未払法人税等	18
		預り金	1,018
		その他	24
固定資産	29,027	固定負債	8,885
有形固定資産	12,506	長期借入金	7,118
建物	1,748	再評価に係る繰延税金負債	372
構築物	99	繰延税金負債	622
工具器具備	69	退職給付引当金	112
土地	10,574	関係会社整理損失引当金	322
その他	14	その他	337
無形固定資産	53	負債合計	12,433
ソフトウェア	50	純資産の部	
その他	3	株主資本	20,045
投資その他の資産	16,466	資本剰余金	8,571
投資有価証券	1,052	資本剰余金	6,219
関係会社株	15,210	資本準備金	6,219
関係会社長期貸付	3,748	利益剰余金	5,258
繰上引当金	214	利益準備金	460
	△3,758	その他利益剰余金	4,797
		固定資産圧縮積立	1,826
		別途積立	1,000
		繰越利益剰余金	1,971
		自己株式	△5
		評価・換算差額等	787
		その他有価証券評価差額金	323
		土地再評価差額金	464
資産合計	33,266	純資産合計	20,832
		負債・純資産合計	33,266

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書

(自平成26年4月1日)
(至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		50,213
売上原価		49,186
売上総利益		1,026
販売費及び一般管理費		1,380
営業損失		354
営業外収益		
受取配当金	1,488	
その他	35	1,523
営業外費用		
支払利息	84	
コミットメントファイ	10	
その他	10	105
経常利益		1,063
特別利益		
固定資産売却益	49	
投資有価証券売却益	444	
補助金収入	86	579
特別損失		
固定資産売却損	120	
減損	198	
関係会社株式評価損	72	
関係会社整理損失引当金繰入額	244	
補償	131	
その他	9	777
税引前当期純利益		866
法人税、住民税及び事業税	61	
法人税等調整額	△580	△518
当期純利益		1,385

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

三井松島産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 磯 俣 克 平 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井松島産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井松島産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

三井松島産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 磯 俣 克 平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井松島産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第159期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業年度末における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員との地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

三井松島産業株式会社

監査役会

常勤監査役

高田 義雄

㊟

常勤監査役（社外監査役）

荒木 隆繁

㊟

社外監査役

野田部 哲也

㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役5名全員は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	くしま しんいちろう 申間 新一郎 (昭和26年6月4日)	昭和50年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成7年2月 同行国際企画部詰 インドネシアさくら銀行副社長 平成11年10月 同行鹿児島支店長 平成16年4月 株式会社ベルデ九州取締役管理本部長 平成17年6月 当社入社 取締役 常務執行役員 平成19年6月 当社取締役 専務執行役員 平成20年4月 当社取締役 副社長執行役員 平成20年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成26年6月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director	84,000株
2	あまの つねお 天野 常雄 (昭和33年7月8日)	昭和56年4月 川鉄商事株式会社（現JFE商事株式会社）入社 平成13年4月 同社原料部担当部長 平成16年1月 コーニング・インターナショナル株式会社入社 光通信システム営業部長 平成20年8月 当社入社 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. 出向 平成21年6月 当社執行役員 燃料・エネルギー事業部長 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 平成25年4月 当社取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 不動産事業部担当 海外業務部担当 平成26年6月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO	44,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	<p>こやなぎ しんじ 小柳 慎司 (昭和33年9月19日)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成15年7月 当社社長室長 平成18年6月 当社経営企画室長 平成19年6月 当社執行役員 経営企画室長兼海外業務部長 平成22年6月 当社常務執行役員 経営企画部長 海外業務部担当 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 海外業務部担当 平成23年10月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 国内関連業務部長 海外業務部担当 平成25年4月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部担当 総務部担当 人事部担当 国内関連業務部担当 内部監査室担当 平成26年6月 当社取締役 専務執行役員 総務部担当 人事部担当 国内関連業務部担当 内部監査室担当 不動産事業部担当 平成26年7月 当社取締役 専務執行役員 総務部担当 人事部担当 内部監査室担当 非エネルギー事業本部担当 (現任) (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 日本ストロー株式会社 取締役 株式会社エムアンドエムサービス 取締役</p>	43,000株
4	<p>の も と と し ひ ろ 野元 敏博 (昭和33年3月11日)</p>	<p>昭和57年4月 株式会社三井銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 平成16年4月 同行川口法人営業部 部長 平成18年4月 同行自由が丘法人営業部 部長 平成21年4月 同行大森法人営業部 部長 平成23年5月 当社出向 経営企画部 部長 平成24年5月 当社入社 理事 経営企画部 部長 平成25年4月 当社執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 平成26年7月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部担当 システム企画室担当 (現任) (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 日本ストロー株式会社 取締役 株式会社エムアンドエムサービス 取締役</p>	6,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
5	しのはら たかし 篠原 俊 (昭和29年12月7日)	昭和55年3月 公認会計士登録 昭和57年1月 公認会計士篠原俊事務所開設(現任) 昭和59年5月 税理士登録 平成22年1月 篠原・植田税理士法人 代表社員(現任) 平成22年6月 当社取締役(社外)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ベスト電器 監査役(社外) 福岡リート投資法人 監督役員	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者篠原俊氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に対して、篠原俊氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- ① 篠原俊氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 篠原俊氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
 - ③ 篠原俊氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ④ 篠原俊氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤ 篠原俊氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外取締役としての職務を遂行することができるかと判断する理由について
篠原俊氏は、公認会計士、税理士としての高い見識を有していること、また、既に5年間にわたり当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいていることから、今後も引続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
- (3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
篠原俊氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年であります。
- (4) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、篠原俊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、責任限度額を8百万円または法令が規定する最低責任限度額の高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、平成26年6月27日開催の第158回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役長門博之氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、監査役が欠けた場合として候補者長門博之氏の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

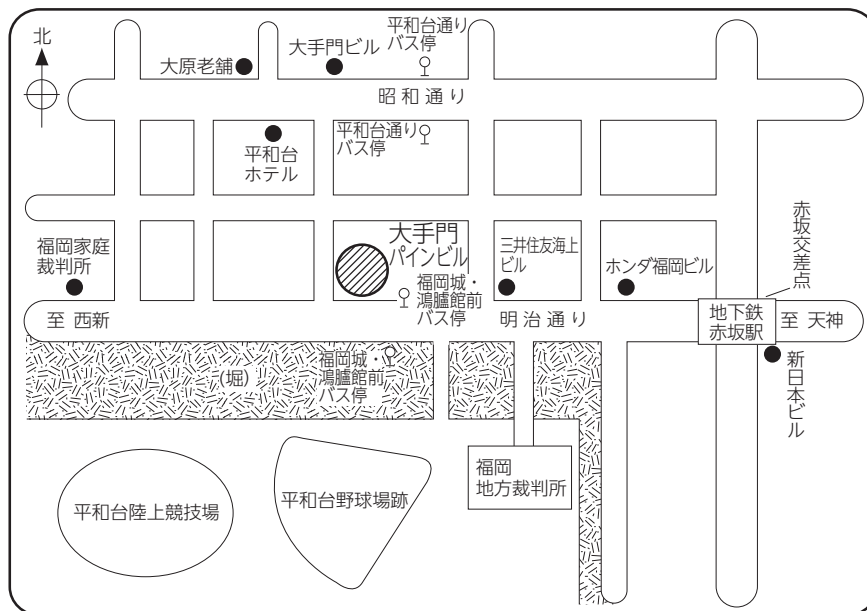
氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
ながとひろゆき 長門博之 (昭和26年7月29日)	昭和56年4月 弁護士登録 昭和61年4月 長門博之法律事務所開設(現任) 平成14年6月 当社監査役(社外) 平成22年6月 大石産業株式会社 監査役(社外)(現任) 平成25年3月 不二精機株式会社 監査役(現任)	10,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長門博之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 長門博之氏を補欠の社外監査役として選任する理由
長門博之氏は、弁護士の資格を有しており、また当社の社外監査役として監査業務に従事されたことから、その豊富な専門知識と経験を活かして社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものとして選任をお願いするものであります。
4. 長門博之氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、責任限度額を8百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額の高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 福岡市中央区大手門一丁目1番12号
大手門パインビル 2階 会議室



【交通】

- 西鉄バス 福岡城・鴻臚館前下車 徒歩1分
平和台通り下車 徒歩1分
- 地下鉄 赤坂駅下車 徒歩5分

【お願い】

駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。